

令和 7 年国勢調査結果（速報値）に基づく試算（三浦市選挙区を強制合区した場合）

1 選挙区定数の算出方法について

- ① 国勢調査結果により公表された県人口を定数にて除して、「議員一人当たりの人口」を求める（公職選挙法）。
- ② 各選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」にて除して、「配当基数」を求める（公職選挙法）。
- ③ 「配当基数」は、0.5（「議員一人当たりの人口」の半数）以上にしなければならない（公職選挙法）。
- ④ 「配当基数」が0.5未満の選挙区については、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとする（公職選挙法）。したがって、三浦市選挙区の合区先選挙区は、同選挙区に隣接する横須賀市選挙区のみである。

2 令和 7 年国勢調査結果（速報値）に基づく試算

	現行定数	令和 7 年国勢調査結果 （速報値）人口	新定数	現行定数 との増減	議員一人 当たりの人口
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
神奈川県	105	9, 193, 657	105	なし	87, 558. 6380

選挙区の名称	選挙区の区域	現行定数	令和 7 年 国勢調査結果 （速報値）人口	令和 7 年国勢調査結果（速報値）に基づく試算			
				配当基数	新定数 [試算]	現行定数 との増減	人口較差
		（人）	（人）		（人）	（人）	
横浜市鶴見区	横浜市鶴見区	3	296, 717	3. 3887	3	—	2. 05
横浜市神奈川区	横浜市神奈川区	3	252, 480	2. 8835	3	—	1. 75
横浜市西区	横浜市西区	1	108, 115	1. 2347	1	—	2. 24
横浜市中区	横浜市中区	2	154, 665	1. 7664	2	—	1. 60
横浜市南区	横浜市南区	2	198, 249	2. 2641	2	—	2. 06
横浜市港南区	横浜市港南区	2	209, 622	2. 3940	2	—	2. 18
横浜市保土ヶ谷区	横浜市保土ヶ谷区	2	203, 604	2. 3253	2	—	2. 11
横浜市旭区	横浜市旭区	3	239, 616	2. 7366	3	—	1. 66
横浜市磯子区	横浜市磯子区	2	163, 675	1. 8693	2	—	1. 70
横浜市金沢区	横浜市金沢区	2	192, 249	2. 1956	2	—	1. 99
横浜市港北区	横浜市港北区	4	363, 645	4. 1531	4	—	1. 89
横浜市緑区	横浜市緑区	2	180, 957	2. 0666	2	—	1. 88
横浜市青葉区	横浜市青葉区	4	307, 249	3. 5090	3	△1	2. 13
横浜市都筑区	横浜市都筑区	2	213, 985	2. 4439	2	—	2. 22
横浜市戸塚区	横浜市戸塚区	3	280, 969	3. 2089	3	—	1. 94
横浜市栄区	横浜市栄区	1	119, 144	1. 3607	1	—	2. 47
横浜市泉区	横浜市泉区	2	149, 491	1. 7073	2	—	1. 55
横浜市瀬谷区	横浜市瀬谷区	1	120, 408	1. 3751	1	—	2. 50
川崎市川崎区	川崎市川崎区	3	233, 568	2. 6675	3	—	1. 61
川崎市幸区	川崎市幸区	2	175, 868	2. 0085	2	—	1. 82
川崎市中原区	川崎市中原区	3	269, 779	3. 0811	3	—	1. 87
川崎市高津区	川崎市高津区	3	237, 369	2. 7109	3	—	1. 64
川崎市宮前区	川崎市宮前区	3	235, 591	2. 6906	3	—	1. 63
川崎市多摩区	川崎市多摩区	2	229, 061	2. 6160	3	+1	1. 58
川崎市麻生区	川崎市麻生区	2	179, 896	2. 0545	2	—	1. 87
相模原市緑区	相模原市緑区	2	165, 346	1. 8884	2	—	1. 71
相模原市中央区	相模原市中央区	3	268, 582	3. 0674	3	—	1. 86
相模原市南区	相模原市南区	3	278, 177	3. 1770	3	—	1. 92

選挙区の名称	選挙区の区域	現行定数	令和7年 国勢調査結果 (速報値) 人口	令和7年国勢調査結果（速報値）に基づく試算			
				配当基数	新定数 [試算]	現行定数 との増減	人口較差
横 須 賀 市 ・ 三 浦 市	横 須 賀 市 及 び 三 浦 市	5	403,635	4.6098	5	—	1.67
	(横須賀市)	—	364,978	(4.1683)	—	—	—
	(三浦市)	—	38,657	(0.4414)	—	—	—
平 塚 市	平 塚 市	3	257,974	2.9462	3	—	1.78
鎌 倉 市	鎌 倉 市	2	169,870	1.9400	2	—	1.76
藤 沢 市	藤 沢 市	5	443,894	5.0696	5	—	1.84
小 田 原 市	小 田 原 市	2	184,934	2.1121	2	—	1.92
茅 ヶ 崎 市	茅 ヶ 崎 市	3	244,603	2.7935	3	—	1.69
逗 子 市 ・ 葉 山 町	逗 子 市 及 び 葉 山 町	1	85,308	0.9742	1	—	1.77
	(逗子市)	—	(55,263)	(0.6311)	—	—	—
	(葉山町)	—	(30,045)	(0.3431)	—	—	—
秦 野 市	秦 野 市	2	161,910	1.8491	2	—	1.68
厚 木 市 ・ 愛 川 町 ・ 清 川 村	厚 木 市 、 愛 川 町 及 び 清 川 村	3	264,830	3.0246	3	—	1.83
	(厚木市)	—	(222,897)	(2.5456)	—	—	—
	(愛川町)	—	(39,114)	(0.4467)	—	—	—
	(清川村)	—	(2,819)	(0.0321)	—	—	—
大 和 市	大 和 市	3	246,263	2.8125	3	—	1.70
伊 勢 原 市	伊 勢 原 市	1	100,457	1.1473	1	—	2.08
海 老 名 市	海 老 名 市	2	141,660	1.6178	2	—	1.47
座 間 市	座 間 市	1	131,897	1.5063	1	—	2.74
南 足 柄 市 ・ 足 柄 下	南 足 柄 市 、 箱 根 町 、 真 鶴 町 及 び 湯 河 原 町	1	77,017	0.8796	1	—	1.60
	(南足柄市)	—	(39,101)	(0.4465)	—	—	—
	(箱根町)	—	(10,274)	(0.1173)	—	—	—
	(真鶴町)	—	(5,971)	(0.0681)	—	—	—
	(湯河原町)	—	(21,671)	(0.2475)	—	—	—
綾 瀬 市	綾 瀬 市	1	82,952	0.9473	1	—	1.72
寒 川 町	寒 川 町	1	48,066	0.5489	1	—	1.00
大 磯 町 ・ 二 宮 町	大 磯 町 及 び 二 宮 町	1	56,933	0.6502	1	—	1.18
	(大磯町)	—	(30,484)	(0.3481)	—	—	—
	(二宮町)	—	(26,449)	(0.3020)	—	—	—
足 柄 上	中 井 町 、 大 井 町 、 松 田 町 、 山 北 町 及 び 開 成 町	1	63,377	0.7238	1	—	1.31
	(中井町)	—	(8,693)	(0.0992)	—	—	—
	(大井町)	—	(17,185)	(0.1962)	—	—	—
	(松田町)	—	(10,058)	(0.1148)	—	—	—
	(山北町)	—	(8,844)	(0.1010)	—	—	—
	(開成町)	—	(18,597)	(0.2123)	—	—	—

参考 地方議会議員の選挙区間の人口較差について、最高裁判決において明確な数的基準は示されていないが、判決では、特例選挙区の設置を適法と判断した上で、当該特例選挙区を除いた場合の人口較差が2.89倍は適法、3.09倍は違法となっている。